



Tokyo Gakugei University Repository

東京学芸大学リポジトリ

<http://ir.u-gakugei.ac.jp/>

Title	市民的資質育成のための社会科カリキュラムの構成原理： ”社会科における法”シリーズの場合
Author(s)	渡部, 竜也
Citation	教育学研究紀要, 46(2): 165-170
Issue Date	2000
URL	http://hdl.handle.net/2309/95317
Publisher	中国四国教育学会
Rights	

市民的資質教育のための社会科カリキュラムの構成原理

—— “社会科における法” シリーズの場合 ——

渡部 竜也
(広島大学大学院)

I. 問題の所在

市民的資質の育成を主目的にした社会科カリキュラムとはどのようなものなのだろうか。そして、社会科各領域の構成と、各領域とカリキュラムとの関係はどのようなものなのだろうか。1970年代に入り合衆国では社会規範や価値への批判力や判断力といった市民的資質の育成をはかり、「開かれた価値観形成」をしていこうとする新しい流れが生まれ、様々な教材が開発された。歴史・地理・社会問題・政治といった各領域において、いかなる教材編成をしたらこれが達成されるのかという点が研究されたのである¹⁾。しかしこれらの研究は個別領域教材として開発されたものであり、従来のカリキュラムの中に組み込まれているに過ぎず、「開かれた価値観形成」を目指す社会科全体のカリキュラムとしての構成原理は明確にされてこなかった。

そのような中で1980年代初頭、合衆国の社会科教育において、「開かれた価値観形成」を図る各社会科領域の教材を、カリキュラムとしてどのように編成すべきなのかと言う観点から、比較法学者の M. クラッディらが中心になって、1983年“社会科における法”シリーズ (*Law in Social Studies Series*)²⁾を開発した。本稿では、法規を用いて市民的資質の育成をはかるこの“社会科における法”シリーズ (以下本シリーズと略記) の各領域の内容構成の特質や、その役割を明らかにし、市民的資質の育成を目指すカリキュラムの構成原理を究明して、その意義を問うことにしたい。

II. “社会科における法” シリーズの目的

—— 市民意識形成を目的とした社会科カリキュラム ——

本シリーズの著者である M. クラッディは次のように述べている。

人々の意思に基づいて権力を築く国家は、必ず人々が自らの意思を認識し、明確に表現できるようにしなくてはならない。もし民主主義が機能しているなら、有権者は洗練されて問題を理解し、情報を与えられて意思決定し、社会的・政治的に参加することへの責任を果さなくてはならない。これらは学習によって習得さ

れるものである。教育された有権者のみが賢い選択をするのである³⁾。

つまり民主主義社会の一員として、より主体的に社会的・政治的問題を洗練して捉え、より賢い判断ができる市民、言うなれば「市民意識」を持った人間を育成することこそが、社会科の目標であるとしている。

さらに、こうした市民意識を育成するために、本シリーズの各教材に共通して育成する能力として、M. クラッディは批判と、法の活用による参加を挙げている⁴⁾。これら2つの能力は、市民主導の社会を築き、その責任を負う上で必要不可欠な要素であり、民主主義社会を構成する市民の基礎能力であると彼は考えているのである。

III. “社会科における法” シリーズの内容構成

ではこうした2つの能力の育成を、M. クラッディらは社会科カリキュラムとして具体的にどのように達成しようとしたのであろうか。表1は本シリーズのカリキュラム計画を示したものである。ここから本シリーズは「世界史」「合衆国史(自国史)」「地理」「合衆国人物史(人物史)」「政治」の順で、5つの領域から成り、これらは4つから8つの単元で構成されていることがわかる。ただし3巻『世界の違い』は、計画はされたが結局編纂されることはなかった。

表1 “社会科における法” シリーズの全体計画

世界史	第1単元	どこから規則はやって来たの	第3単元	血の宿怨
	第2単元	ハムラビの宝	第4単元	古き良き英国へようこそ
合衆国史	第1単元	新世界の法	第5単元	ルネサンス期イタリア
	第2単元	愛国者と海賊	第4単元	アメリカの児童労働
	第3単元	遅過ぎた犯罪者の反乱の間に	第5単元	20世紀の混乱
地理	第1単元	(ソビエトの法制度)	第3単元	(ボリビアの法制度)
	第2単元	(イスラムの法制度)	第4単元	(国際法)
合衆国人物史	第1単元	最初の議会と憲法	第6単元	世紀の転換期における法と指導者
	第2単元	ジョン・マーシャルと合衆国の法廷		
	第3単元	残酷かつ尋常でない刑罰	第7単元	クレレンス・ドローとトマス・デューイ 長く辛い道
	第4単元	最初に成功しなければ		
	第5単元	英雄と悪党		
政治	第1単元	犯罪と市民	第3単元	法はあるべきである
	第2単元	冤罪事件	第4単元	社会防衛の費用

(M. Croddy, et al., *Of Codes and Crowns*, C. R. F., 1983, 他から筆者作成)

表2 “社会科における法”シリーズのカリキュラム構成

教科書	領域	単元名	対象となる地域	教材	取扱うテーマ	テーマの構成	単元の内容		単元の内容の構造		
							単元の展開	内容構成の観点			
法と王冠	世界史	どこから規則はやってきたの?	メキシコ	メキシコのマヤ文明の掟	法の発生と「法治主義」	合衆国法制度を支える法原理	その当時の法制度とその原理発生要因を追求し、今日の法制度と比較することで、両者の吟味・判断をする	時間的・空間的比較	合衆国法制度との法的考察過程		
		ハムラビの宝	アラビア	アラビア	統一成文法の成立と「罪刑法定主義」					法機能に関する一般的な概念	法機能に関する一般的な概念に即して、現代法制の形成に及ぼした法的判断を、吟味・判断をする
		血の宿怨	ギリシャ	古代ギリシャの裁判	裁判所の成立と「司法権の独立」						
		古き良き英国へようこそ	イギリス	イギリス陪審裁判	陪審裁判所の成立と「司法権への市民参加」						
		ルネサンス期イタリア	イタリア	シグナリアの抵抗	行政訴訟の成立と「抵抗権・自由権」						
公共の福祉の促進	合衆国史	新世界の法	アメリカ	独立前のアメリカ大陸	法制度は紛争を解決する(紛争解決機能)	法機能に関する一般的な概念	法機能に関する一般的な概念に即して、現代法制の形成に及ぼした法的判断を、吟味・判断をする	時間的・空間的比較	合衆国法制度との法的考察過程		
		愛国者と海賊	アメリカ	米英戦争	法制度は事実の裁定する(事実裁定の機能)						
		運ずぎた犯罪者の反乱の合間に	アメリカ	南北戦争	法制度は個人の権利を守る(自由促進機能)						
		アメリカの児童労働	アメリカ	連邦児童労働法成立	法制度は民衆の利益を守る(保護の機能)						
		20世紀の混乱	アメリカ	禁酒法	法制度は秩序を維持する(社会統制機能)						
世界の違い	地理		ソビエト	(ソビエトの法制度)	(社会主義法)	(合衆国以外の地域の法規範)	空問的比較	論	合衆国法制度・法規範の批判的考察過程		
			イスラム	(イスラムの法制度)	(イスラム法)						
			ボリビア	(ボリビアの法制度)	(大陸法)						
アメリカの人物史	合衆国人物史	最初の議会と憲法	アメリカ	アメリカ連邦議会の議員	立法機関	法制度を支える各種機関	各各種法機関に携わった人物の行動を比較し、各種法機関の資質や人物の役割を吟味・判断する	人物行動比較	法機関による法執行の批判的考察過程		
		ジョン・マーシャルと合衆国の法廷	アメリカ	ジョン・マーシャル	裁判機関						
		残酷かつ尋常でない刑罰	アメリカ	ドロー・ディックス	執行機関						
		最初に成功しなければ	アメリカ	ドレッド・スコット	裁判機関						
		英雄と悪党	アメリカ	アラン・ベンカントとジェス・ジェームス	執行機関・捜査・追訴機関						
		世紀の転換期における法と指導者	アメリカ	クアナと他の部族の酋長	行政機関						
		クレレンス・ドローとトマス・デュイ	アメリカ	クレレンス・ドローとトマス・デュイ	法的役務提供機関						
		長く辛い道	アメリカ	エリザベス・アフォードとT. ステュアート	裁判機関						
		犯罪と市民	アメリカ	近年の凶悪犯罪の増加	犯罪を減らすための法的手段(総括)						
		冤罪事件	アメリカ	デービス対ミシシッピ裁判	犯罪を減らすための司法手段(裁判機関)						
法はあるべきである	アメリカ	AB680法	犯罪を減らすための立法手段(立法機関)								
社会防衛の費用	アメリカ	ランカスター市長の暴力との戦い	犯罪を減らすための行政手段(行政機関)								

(M. Croddy, et al., *Of Codes and Crowns*, C. R. F., 1983, M. Croddy, et al., *To promote the General Welfare*, C. R. F., 1983 他から筆者作成。なお3巻地理教材「世界の違い」は未刊のため、正確な単元名は不明である。)

この分析結果が表2である。なぜこのような表となるのかを説明しよう。そのために、本シリーズが扱う各領域の教材編成、単元構成といった教材の内容構成を順次検討することで、各社会科領域の特質を解明し、表2を解説していきたい。そして最終的に、本シリーズのカリキュラムの構成原理を明らかにしたい。

1. 世界史教材『法と王冠』の内容構成

(1) 合衆国法制度の法原理からなる教材編成

まず1巻世界史教材『法と王冠』は、表2からわかるように、過去の法制度とその法原理の発生要因を追求し、今日の法制度や法原理とこれを比較することで、両者の対立点を明確にする。そして両者を吟味し、優劣を判断する単元展開となっている(この比較・吟味・判断の過程は、「批判」過程と言うことができよう)。

第1単元では、メキシコのマヤ文明の掟などを取り扱い、人類最初の法規範の姿を捉え、「法治主義」概念の原型の発生要因を追求し、今日との考え方の相違点を批判的に考察するものである。第2単元は古バビロニア帝国にあるハムラビ法典を教材として取り扱い「罪刑法定主義」を考察する。第3単元は古代ギリシャにおける初期の裁判制度を取り扱い、「司法権の独立」を考察する。第4単元はイギリスにおける初期の陪審裁判を取り扱い、「司法権への市民参加」を考察する。第5単元はルネッサンスのガリレオ裁判などから「抵抗権・自由権」を考察する。

このように『法と王冠』は、合衆国法制度成立以前に確立し、今日の法制度を支えているような法原理を取り扱い、確立以前の人々の考え方と「時間的・空間的比較」をすることで批判を試みるものである。つまり『法と王冠』は、現代の人々が選択した合衆国法制度を支える法原理の批判を目的として、教材が編成されているのである。

(2) 合衆国法制度の法原理の批判的考察過程としての単元構成

表3 『法と王冠』第2単元「ハムラビの宝」の組織図

単元構成	小単元	単元展開	認識内容
合衆国法制度・その法原理の現狀の批判的考察過程	1	①過去の法制度と、その法原理の発生要因を検証	統一国家ができたが、国内では小国家が激しく対立した。物々交換が行われ、応報思想が蔓延し、これがメソポタミアで広まっていた。(など)
	4	②過去の法制度と、その法原理の発生要因を法制度の内容から解釈	第三者が法を勝手に悪用し、濫用しないようにした。王の意図を徹底させることが、帝国の秩序と平和、正義を守る上で考えていた。(など)
	9	③過去の法制度と、その法原理と現代の法原理の対立点を確認	成立当時の法原理の考え方 【罪刑法定主義の客観論】 成文化された内容を忠実に守るべきで、いかなる動機があろうとも、被害者が被害を受けたことに関わりがない。罪を犯した事実を重視すべきだ。 【罪刑法定主義の主観論】 成文化された内容を忠実に守る必要はない。加害者の生活背景や動機を考慮して、裁判官の判断で減刑してもよい。
	9	④現代の法原理と、過去の法原理と比較し、両者の利点欠点を現代の法制度が起す事態を加味しながら吟味	成立当時の法原理の問題点 加害者への配慮がない 被害者の過失が問えない 更正の機会を逃す(など) 合衆国法制度の問題点 犯罪の増加・裁判官への不信 被害者が受けた被害は同じなので、被害者の心情を無視している
	9	⑤両者の優劣の判断	(子どもの意見が出される)

(M. Croddy, et al., *Of Codes & Crowns*, C. R. F., 1983 pp.29-38より筆者作成)

この『法と王冠』の単元を具体的に示すため、ここでは典型的な単元である第2単元「ハムラビの宝」を取り上げる。表3は第2単元の構成を示したものである。第

2単元の単元展開は、①ハムラビ法典や、その法的原理となった応報思想が生まれた背景を確認し、②法典の中身から、為政者の意図などを解釈し、③具体的事例によって、合衆国法制度との価値対立点を明確にし、④両者の比較から利点欠点の吟味をして、⑤優劣の判断をする、という構成をとる。ハムラビ法典の法原理発生要因を研究し、これと現代の法原理との比較し、現代社会への適応可能性を検討することで、両者の批判をしているのである。

『法と王冠』の単元構成は、現代社会ですでに市民に合意形成されたような法制度の原理を批判し、市民意識を実現させようとしていると言える。

2. 自国史教材『公共の福祉の促進』の内容構成

(1) 影響力のある法的判断からなる教材編成

第2巻自国史教材『公共の福祉の促進』は、表2からわかるように、テーマとして法機能の一般的概念(以下、一般的概念と表記)が取扱われている。そして単元の展開は一般的概念に則して、合衆国法制度に影響を及ぼした過去の法的判断(判例・法律)の変遷をたどり、こうした過去の法的判断が民主的で公平なものなのかを批判する内容となっている。ここでの法的判断は、主に先例拘束性が強い司法(最高裁判所)、立法(連邦議会)の判断からなる。この『公共の福祉の促進』を通じて、過去の法的判断において、選択されることになかった選択肢と、実際選択され、合衆国法制度の機能に直接関係した選択肢との「時間的比較」をすることで、現在の法制度・法規範を批判する。

第1単元では理想的な意思決定方法とは何かを考察し、合衆国法制度が「紛争解決機能」を果しているかを検討させるものである。第2単元では米英戦争時のラフィットの活躍とそれに関する噂、不可解な行動などを踏まえて、彼を裁いた法的判断(判例)の妥当性を検討し「真実判定機能」を十分果たしたのかを検討する。第3単元はリンカーン対ミリガン裁判などの法的判断を検討し「自由促進機能」を検討する。第4単元では連邦児童労働法に関する最高裁判決を検討し、「保障の機能」を検討している。第5単元は禁酒法が制定されてから廃止になるまでの議会や最高裁の法的判断が妥当であるかを検討し「社会統制機能」を検討している。

このように『公共の福祉の促進』は、テーマで法が一般的に持つとされる機能が設定され、合衆国法制度が下した法的判断のうち、今日の法制度にとって影響力が強いものを批判することで、一般的機能を合衆国法制度が十分果たしているのかを検討するものである。つまり合衆国法制度による過去の法的判断の批判を目的として、教材の編成がなされているのである。

(2) 影響力のある法的判断の批判的考察過程としての単元構成

この『公共の福祉の促進』の単元を具体的に示すため、ここでは典型的な単元である第3単元「遅過ぎた犯罪者の反乱の間に」を取り上げ、表4にて示す。

小単元1と2は、「ロングワース対コーチ」裁判が扱われる。まず事件の事実確認した後、両者の主張を確認して、これをそれぞれに評価をはかり、こうした合衆国憲法に根拠を持つ法的判断が正しかったのかどうかを批判的に吟味する。小単元3から8は「リンカーン大統領対ミリガン」裁判が扱われる。ここでも前と同様の展開がなされる。小単元9では、個人の自由を主張する方法にはどのようなものがあり、そしてこれらは合法であるべきかを考察し、更に諸々の条件によってどのように使い分けていくのかを子どもたちなりに考え、これをルールとしてまとめる活動を行なう。

表4 『公共の福祉の促進』第3単元「遅過ぎた犯罪者の反乱の間に」の組織図

単元構成	小単元	単元展開	認識内容	
合衆国法制度形成に関する法的判断の批判的考察過程	1	事件の事実確認	ロングワースがコーチの許可なく無断で練習を早引けし理由をコーチに報告しなかった。コーチはロングワースをクビにしたが、ロングワースはこの対応に不満だった。ロングワースは自分のプライバシーを保持したかった。	
		評Aの主張 Aの評価	●早引けの理由に必然性が感じられない。もっとコーチを信頼し、選手皆に迷惑をかけるべきではない。 ●コーチに私的なことを報告する義務はなく、ロングワースのプライバシーは守られるべきである。	
		評Bの主張 Bの評価	●コーチは規律や権威を維持し強いチームを作りたい。他の選手はこれらの目的を共有したかった。 ●ロングワースは理由を告げるべきである。 ●コーチはロングワースをとがめるべきではない。 ●コーチは話し合いを持つべきであった。	
		法的判断確認	【合衆国憲法に基づいた判決】 非常時を除いて、個人の自由は最大限認められなくてはならない。個人には権力への抵抗権がある。ロングワースの申し立て(反論)をコーチは聞いておらず、コーチの対応は不当である。 ●法的判断は適当である。 ●法的判断は適当でない。	
	2	法的判断の評価		
	3	8	「リンカーン対ミリガン」裁判は「ロングワース対コーチ」裁判と同じ展開なので省略	
	9	再構成	意見主張方法の合法性確認	ストライキ…合法 暴力的主張…違法 (など) ●自由が束縛された時、暴力的主張は合法とするべきだ。 ●どのような場合においても暴力的主張を認めることはできない。(など)

(M. Croddy, et al., *To Promote the General Welfare*, C.R.F., 1983, pp.65-84 より筆者作成)

『公共の福祉の促進』の単元構成は、現代社会において影響力のある法や判例、つまり市民にある程度合意されているような過去の裁判事例などに関する合意形成過程を追っていき、そこでの法的判断を、裁判官と同様の過程をとって批判的に吟味することで、こうした法的判断が一般的機能を十分に果たしてきたのかを検討するようになっていくなると言えよう。

3. 地理教材『世界の違い』の内容構成

3巻地理教材『世界の違い』は表2から、法圏論に基づいて、英米法とは異なるイデオロギーを持った地域の法制度や、国際法を取扱っていることがわかる。単元の展開は、外国の法的判断を評価し、同事例のアメリカに

おいての法的判断と「空間的比較」をすることで、両者の対立点を明確にし吟味する展開が計画されていると考えられる。しかし、単元は具体的に組まれていないので、詳細は不明である。

4. 人物史教材『アメリカのアルバム』の内容構成

(1) 各種法機関の法執行者からなる教材編成

4巻人物史教材『アメリカのアルバム』は、表2からわかるように、実際法制度下の各機関における法執行者のとった行動を比較し、各種法機関に携わる人物の行動のあり方を検討していく。

第1単元は単に憲法の内容を確認する単元である。第2単元では、違憲法令審査権をしばしば発動したマーシャル裁判官の行動を評価し、これを通じて、違憲法令審査権を頻発する裁判官の評価をする。第3単元では刑務所の体質改善運動を行ったドロシー・ディックス、第4単元ではドレッド・スコットの行動を評価していく。これらは取り扱われる人物が一人であり、この人物の追体験に基づいて、その人物の行為が妥当なのか、その法機関の人物としてふさわしいのかといった評価をはかる（「追体験型」と呼ぼう）。

第5単元では、開拓時代の西部におけるタイプの異なる保安官が複数扱われ、これを比較する中で理想の警察官の有り方などを考察していく。第6単元では、複数のタイプの異なる政治家、第7単元は弁護士、第8単元では公民権運動に参加した人物を取り上げる。これらは、同じ職業ながらタイプの違う人物を複数同時に取り扱い、これらの比較を通じて法執行者にふさわしい行為とは何かを考察させ、現行法制度はそうした人物が働いていけるかを検討していくもの（「人物行為比較型」と呼ぼう）である。

このように『アメリカのアルバム』は、法制度を具体的に構成する各種機関における「法執行者」が具体的に取り扱われていることがわかる。またここで扱われている法執行者は、市民が法制度に参加することで、弾劾、罷免請求や、直接選ぶことなどができる人々である。『アメリカのアルバム』はこうした法執行者の行動を批判することを目的にして教材が編成されているのである。

(2) 法執行者の行動の批判的考察過程としての単元構成

この『アメリカのアルバム』の単元は具体的にどのような構成になっているのだろうか。両方のタイプを上げるとは紙面の制限上不可能なので、ここでは「人物行為比較型」の典型的な単元である第6単元「世紀の転換期における法と指導者」のみを取り上げ表5として示す。

小単元1と2では、合衆国政府に移住を命じられたクアナと他の部族における酋長の行動を取り扱っている。クアナは、不本意ながらも合衆国政府と協調する道を選

び、自分の部族の人々を説得した。対して他の部族の酋長は、合衆国の命令に逆らう。こうしたタイプの違う指導者の行為を比較し、批判をしていく。小単元3から7も同様の展開である。小単元3から7は、20世紀初頭に活躍した二人の政治家、民主党のオールドジェルドと共和党のセオドア・ルーズベルトを取り上げる。小単元8では、ここまでの学習を踏まえて行政機関の長である大統領の理想像を考察し、こういった指導者が選ばれるために十分な法制度が確立されているかを批判的に考察する。小単元9では、身近な生徒会にこれを当てはめてみる活動が行われる。

表5 『アメリカのアルバム』第6単元「世紀の転換期における法と指導者」の組織図

単元構成	小単元	単元展開	認識内容	
合衆国法機関に携わる人物の行為の批判的考察過程	1	二者の行動確認	クアナは部族の文化を守るため、合衆国政府に協力すべきだと考え、居住区移転などに積極的だった。他の部の酋長は合衆国の政策に反発した。	
		2者の指導者たる理由の考察	世襲による伝統的地位 オマンチェ族が一番強いと思われていた。	
	2	行動の結果を確認	インディアン居住区は激減し人口も減ったが、ある程度の生活地域の確保ができた。	
		主人公の行動の評価	●クアナは軟弱であった。 ●クアナは現実的であった。(など)	
	3	指導者の条件を判断	●他の酋長は意図を貫き指導者としてふさわしい。 ●他の酋長は非現実的だった。(など)	
		指導者として必要な資質を考察	●権力者に抵抗できる勇氣 ●状況判断力(など)	
	4	7	「セオドア・ルーズベルトとオールドジェルド」も、「クアナと他の部族の酋長」同様の展開をするので省略	
			憲法の大統領選出に 関する事項を確認	●35歳以上の最低14年合衆国に住んでいる者 ●選挙人による間接民主制(など)
	8	8	大統領の有り方の考察	●大統領は人道主義者であるべきで、法律にこれを記載するべきだ。(など)
憲法の大統領選出過程の批判・修正			●現行のままでも十分である。 ●若い人が大統領になれるようにする。 ●議会の許可なく法を破れば罷免する(など)	
9	9	生徒会の規則を批判	(いろいろ意見が出される)	

(M. Croddy, et al., *American Album*, C. R. F., 1983, pp.38-44 より著作作成)

『アメリカのアルバム』で取り扱われる法執行者らは、それぞれ共通する要素と対照的な要素が共存していることがわかる。『アメリカのアルバム』は、対照的な法執行者の「人物行為比較」し批判することで、民主的な法執行者のあり方を追求していくものと言える。

5. 政治教材『犯罪の問題』の内容構成

(1) 問題への各法機関の対策からなる教材編成

5巻政治教材『犯罪の問題』は、表2からわかるように、暴力問題に携わった複数の州や地方における裁判官(司法)・議員(立法)・市長(行政)の政策を検討する。ここでは、政策に対しての色々な立場の人の意見を参考にして、政策を批判的に考察し、暴力問題解決への最適な対策案を自ら選択できることにある。

第1単元では、暴力が増加している現状と、その対策が色々なレベルで行われていることが紹介される。その後第2単元ではミシシッピ州の政策によって逮捕されたデービスの裁判を追い、暴力問題に対する司法機関のと

るべき政策を考察する。第3単元は暴力問題に対するネブラスカ州のAB680法の成立過程を追い、立法機関の取るべき政策を考察する。第4単元は、暴力問題と戦うランカスター市長の政策を取り上げ、行政機関の取るべき政策を考察する。

このように『犯罪の問題』は、司法・立法・行政機関を取り扱い、暴力問題に対しこれらがなす実際の政策を批判することを通じて、子どもたちなりに問題解決のために適していると思われる政策を形成、選択することが求められている。つまり『犯罪の問題』は、政策批判を目的として教材が編成されているのである。

(2) 暴力問題への各法機関の対策の批判的考察過程としての単元構成

この『犯罪の問題』の単元を具体的に示すため、ここでは典型的な単元である第3単元「法はあるべきである」を取り上げ、表6として示す。

表6 『犯罪の問題』第3単元「法はあるべきである」の組織図

単元展開	小単元	単元構成	認識内容
各法機関の対策の批判的考察課程	1	暴力問題への対策の批判的考察	●暴力犯罪の増加は市民の警察への非協力的姿勢にある。(など) ●青少年の啓蒙が最善である。 ●制裁強化が最善である。(など) (理想的対策を求めて意思決定)
		地域の問題の概要把握	都市部ではひたつくりや暴力犯罪の事件発生率はここ2年間で倍増した。
	2	意見対立からの政策分析	AB680法と呼ばれるもので、再犯者に懲役追加や社会的制裁を課す。警察力・制裁強化による治安維持をはかる。 憲法の少年保護条項(修正14)や、不当拘束の禁止(憲法5)に反する可能性あり。
		反対理由を確認	
	3	市民の支持・不支持の状況確認し自分の考えを修正	●人権蹂躪のおそれがあり法案に反対 ●法案に賛成。増税なら反対。(など)
政策の決定・評価(二回目の意思決定)		●YES: 過去に逮捕された経験のある重犯罪者の多くは、寛容な判決により罪を免除された者である。 ●NO: 人は有罪であるということが証明されるまでは無罪であり、逮捕は有罪の証明にはならない。	
5	法律作成過程の適切性を評価	(自分たちの州における立法機関の法律作成過程と比べる)	
	拒否権発動の適切性評価	●州知事は民衆の意見を支持している点では、道理ある行動を取っている。 ●州知事は問題を解決する方向性を示しておらず、問題解決には有効でない。	
	リファレンダムの必要性評価	●リファレンダムの過程は非常に遅く、実施にいたるケースも少ない。 ●リファレンダムはより民主的の制度である。	

(M. Croddy, et al., *The Crime Question*, C. R. F. 1983, pp.40-55 から筆者作成)

小単元1は、子どもたちが住む地区の暴力問題の状況を確認し、どのような人が、どのような対策を考えているのかを調査するものである。この中で子どもたちは、地区の実情にあった、より効果的な解決策を意思決定する。その後小単元2から4までは、他州の対策を取り上げる。ここではネブラスカ州のAB680法を提案したパースンズ議員や、これに反対する議員らの意見対立の論点を確認する。その後、地区の住民の意見を確認することになる。そしてこれら住民の考え方を比較し、AB680法を評価するかどうか、しないならどういった策が最善か最終的な意思決定を行い、法案に賛成か反対かを問う投票に参加する。小単元5では、こうして論議された法案が州知事の拒否権発動で廃案になることを踏まえて、

立法機関の法案作成過程の妥当性を考察していく。

『犯罪の問題』は、政策の是非を問うだけでなく、様々な立場の人の意見を聞くことで、子どもたち自らがより最善であると思われる政策を選択でき、これと議論されている政策と「政策比較」することで、政策の批判が試みられると言える。

IV. “社会科における法” シリーズのカリキュラム構成原理—法規範構造批判における役割分担—

前章では、表2を説明する形で各領域における教材の内容構成を、教材編成・単元構成から検討してきた。ではこれらのことから、どのようなカリキュラムの構成原理が明らかになるのであろうか。その構成原理として以下の3つを挙げる事が出来よう。

1つ目は、本シリーズは、全体を通じて法規範を取り扱っており、これを何らかの形で比較する事によって批判を試みる単元展開になっていることが挙げられる。法規範とは人々が共通して持つ社会的価値を言語で表現することで客観化したものであり、国家機関によって社会全体を支配する手段である。ここで本シリーズが法規範を取り扱い、批判を試みる理由は、法規範を「市民の法規範」とするために、為政者の法規範の濫用を監視し批判できるような市民意識を形成することを求めているからであると考えられる。

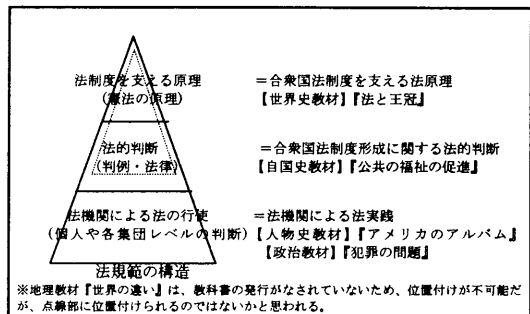


図1 “社会科における法” シリーズの法規範認識構造図 (筆者作成)

2つ目として本シリーズが、現代アメリカ社会を規定する規範を構造的に認識することで、現代アメリカ社会の把握を試みていることが挙げられよう。図1は、本シリーズ各教材の批判の対象と、法規範を抽象性と言う観点から分類しピラミッド的体系にした「法規範の構造図」との関連を示したものである。ここから、本シリーズの各領域がそれぞれ批判している法規範は、巻の若い方から順に法原理・法的判断・法機関の実践となっていることが分かる。各領域で批判対象の役割分担がなされている。法的判断を下す法制度における原理に批判を挑むのは『法と王冠』であり、この法制度・法原理下の判例・

法律に批判を挑むのが『公共の福祉の促進』であり、これらを具体化して執行する行動や政策に批判を挑むのが『アメリカのアルバム』『犯罪の問題』となっている。

合衆国法制度は、幾つかの法原理の下に成立している。そして法制度は、法的判断という手段でこれらを具体化し、更に法機関の法執行者は、独自の判断で法的判断(法律・判例)の隙間を補い、さらに具体化し実行させている。このシリーズでの法規範批判の順序は、この流れと全く同じである。

こうした本シリーズのカリキュラムにおける法規範の構造批判の過程と、子どもたちの認識との関連からこのカリキュラムの展開を示したものが図2である。ここから、本シリーズは合衆国法制度やその法原理への批判を通じ、これらが何かしらの問題点を抱え完璧ではないことを子どもたちが発見することで、法規範全般へ批判の目を拡大させていく展開となると言える。

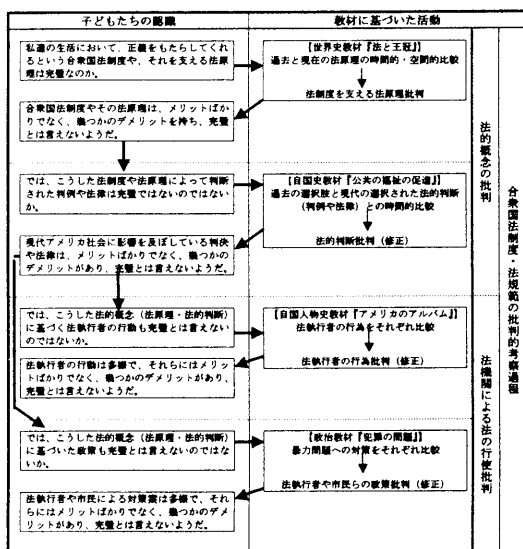


図2 “社会科における法”シリーズの展開図(筆者作成)

3つ目は、シリーズの全体を通じて法的概念から法実践へといったカリキュラムの編成により、法の実際の活用による、法制度への参加できる能力の育成を図ることが挙げられる。本シリーズは、大きく二つに分けることができる。前半『法と王冠』『公共の福祉の促進』は、法原理・法的判断といった、合衆国成立以前の外国や、成立以後の国内で、統一的な合意形成がなされた法的概念の批判的吟味であった。これに対し後半『アメリカのアルバム』は、法執行者の行為、『犯罪の問題』は法機関による暴力問題への政策といった法機関による法執行が批判の対象であるが、これら法執行者の行為のあり方も、暴力問題への政策も、まだ統一的合意形成がなされていない問題である。これを論じることは、実際に

法を使い新たな法のあり方を創造する能力の育成をはかるものであると言えよう。

V. おわりに

M. クラッディらの開発した本シリーズのカリキュラムは、これまでのような環境拡大的なものと異なり、法規範を基盤とし、法原理から順に法規範の構造を把握することで社会認識をはかり、さらにこれの批判を通じて、市民による法規範の創造をはかるものであった。ここにおいて世界史教材は法原理を、自国史教材は法的判断を、人物史教材は法執行者の行為を、政治教材は彼らの政策を批判する役割を担っていた。そしてここから、法規範を批判し修正する能力や、より公正かつ民主的なものへと判断できる能力を習得することにより、「自らの手で法社会を構築していくのだ」といった市民意識を形成していくものであった。

市民の社会的行為を規制し、これの軌道を決定するのは規範である。こうした規範は、その多くが世の中の体制を維持するため、市民が意図しない所で形成されたものであり、市民は無意識のうちにこれを受容しているのである。市民はこうした規範のうち、民主的かつ公平なもののみを選択し、それ以外を修正することで自由を維持・発展していかなければならない。こうした目的達成のため本シリーズのカリキュラムは、価値の中でも個人の主観的な価値ではなく、法規範という形で社会全体を支配する社会的価値を扱い、これを批判することで市民による「開かれた」法規範形成をはかり、社会を市民に開かれたものにできるように構成されている。このことこそが共通して課せられる社会科の使命となることを、本シリーズでは示唆しているのである。

【注】

- 1) 例えば、溝口和宏「歴史教育における開かれた価値観形成—政治的教養のための歴史教材例—」教育方法学会編『教育方法学研究』20巻, 1994
- 2) このシリーズには以下の教材がある。
 - ①M. Croddy, et al., *Of Codes and Crowns*, Constitutional Rights Foundation, 1983
 - ②M. Croddy, et al., *To Promote the General Welfare*, Constitutional Rights Foundation, 1983
 - ③M. Croddy, et al., *American Album*, Constitutional Rights Foundation, 1983
 - ④M. Croddy, et al., *The Crime Question*, Constitutional Rights Foundation, 1983
- 3) M. Croddy, et al., *Of Codes and Crowns, Teacher's Guide*, Constitutional Rights Foundation, 1983 p.7
- 4) *ibid.*, p.7